

告 示

埼玉県告示第五十二号

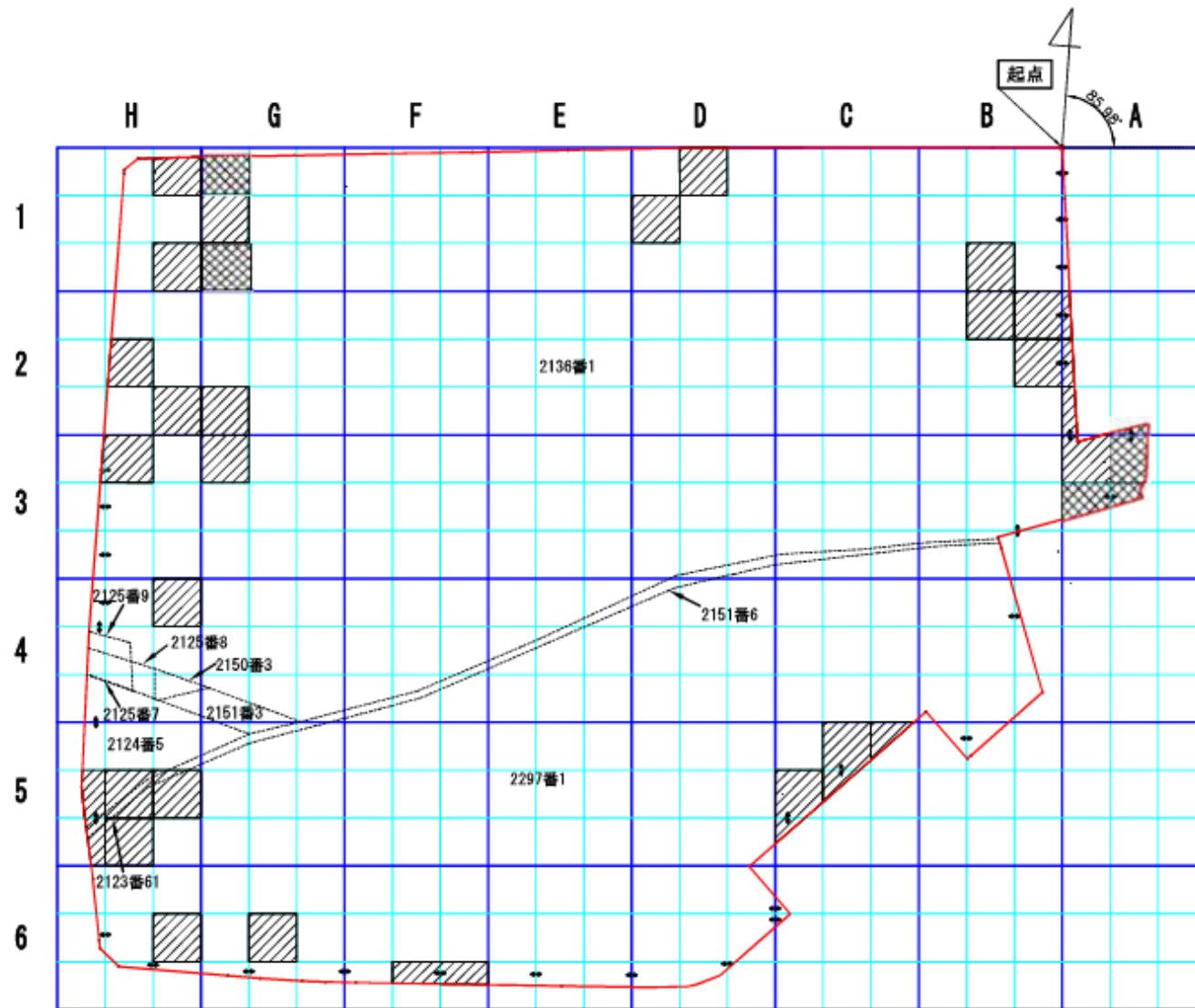
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年埼玉県告示第三百十四号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和五年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県本庄市南二丁目二千百三十六番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



起点
 起点は埼玉県本庄市南二丁目
 2136番1の最北端とする

格子の回転角度 85.98°

▨ 形質変更時要届出区域に
 指定されている区画

— 敷地境界

- - - 地番境界

A

1	2	3
4	5	6
7	8	9

1

▣ 形質変更時要届出区域を
 解除する区画